

滝自治会大規模災害時対応マニュアル

1 目的

今年は、東日本大震災の発生から10年が経過した節目の年であり、さらに首都直下型地震などの大震災が予想されており、また近年の地球温暖化に伴う大型台風や集中豪雨により、人命に危害が及ぶような風水害(以後、土砂災害を含むものとする)が発生するなど、今後も我々の地域に各種大規模災害の発生が懸念されることです。

ですから、滝自治会として大規模災害時に「**会員自らが自身や家族の命を守るため**」の行動上の心構えと意識の高揚を図るため、ここに大規模災害発生時の基本的行動マニュアルを策定するものである。

2 指針

震災は何時発生するか現在の科学でも予測不可能であり、それに対して風水害は進歩した天気予報により事前に準備できる点で大きな違いがあることから、それぞれ災害発生時の対応や心構えが異なることを認識し、**会員自ら命を守る行動**をとる「**自助**」及び会員相互に助け合う「**共助**」に努めるものとする。

安否確認・声かけ

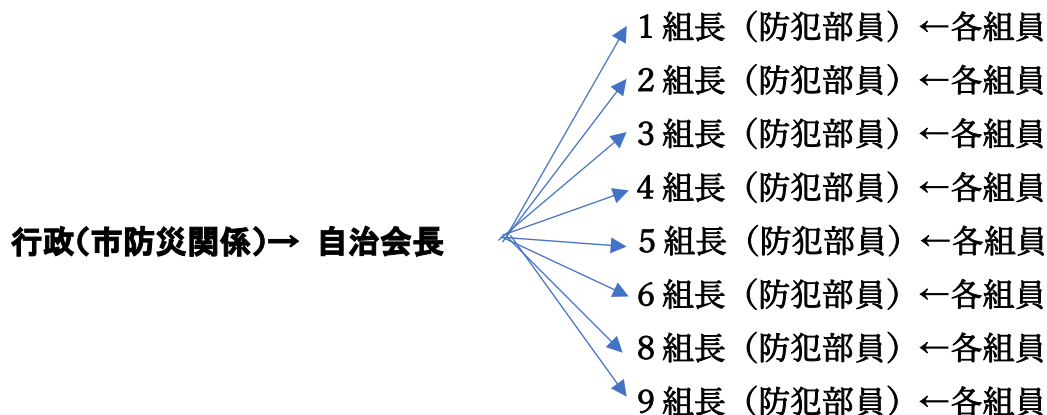


～ 自身や家族の命を守るために～

- 震災時や風水害時における行動計画について家族で話し合った上で、避難場所や避難経路を確認し、避難に必要な非常用持出品等を準備しておく。(避難行動計画は、各世帯で決めておくことが大切)～自助
- 震災発生直後は、行政による早期の救助や援助が期待できないことから、地域住民相互が協力して安否確認や被災状況の確認をし、助けられる命は助けなければならない。～共助
- 風水害時は、報道や行政の災害関連情報などを事前に入手できることから、早期の情報をもとに個々に自己判断して「**早め早めに、安全に**」行動する。～自助

3 災害時の緊急連絡網

(1) 基本的な連絡方法



※連絡に際しては、役員一覧表の連絡先を活用する。

- 1) 風水害時、行政から「避難指示」が発令された場合、自治会長(理事)は、各組長(組長に連絡が取れない時は、防犯部員)に連絡する。
また、会員で必要がある者は各組長などに連絡して情報を確認する。
- 2) 会長から組長などへの連絡は、電話が通じなくても一度の連絡で終了とする。

(2) SNS での情報発信

震災は、何時発生するか予測不可能であり、停電などの不可抗力により上記の基本的な連絡方法では機能しないことが予想される。よって災害時に強い SNS (ツイッター)を利用して震災や風水害の関係情報を書き込みし、積極的に会員に必要な情報を提供する。

※ツイッターを利用し、「#滝自治会」で検索して情報を確認して下さい。



災害情報を早期に入手

4 震災時の基本的対応

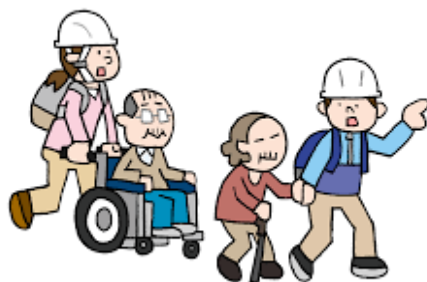
(1) 震度5強以上の地震が発生した場合

- 1) 会員(各世帯)は、避難の必要性を自己判断し、必ず「黄色い小旗」を掲示した後に避難する。・・・隣家への声かけ・・・
- 2) 各組組長及び防犯部員は、一時集合場所(ふれあい科学館第3駐車場)に集合した後、自主防災隊長など(自治会長や理事)の指示で各組の会員の安否や被災状況を把握する。
なお「黄色い小旗」が掲示されていない世帯には必ず「声かけ」を実施するなどし、救助や援助の必要性を確認する。

※予め把握している支援希望者の避難支援を協力して行う。

- 3) 避難が必要な会員(世帯)は、ふれあい科学館第3駐車場に一時集合し、相互に協力して滝自治会の高齢者用一時避難所(宗祐寺)、自治会館、市指定避難所(田名小学校体育館)へ分散して避難する。

※毎年、防災訓練の一環として安否確認訓練を実施し参加協力して下さい。



相互に助け合い避難

(2) 避難者の留意事項

- 1) 一時集合場所(ふれあい科学館第3駐車場)から市指定避難所(田名小学校)に向かうのに支障がある会員は、自治会館又は高齢者用一時避難所(宗祐寺)に避難するものとする。 ※災害弱者の支援を含む。
- 2) 避難する会員は、約3日分の食料・寝具・感染症予防品を持参すること。(避難所の備蓄品に限りがあり、行政の態勢が整うまで支援が期待できないため。)
- 3) 市指定避難所(田名小学校)では、各自治会の役割分担が決められていることから、避難者は担当者に協力して役割を果たすこと。



役割分担

※会員は、毎年、田名小学校で避難所運営訓練が計画されていることから積極的に参加して下さい。

※高齢者用一時避難所(宗祐寺)は概ね2日の利用となり、その後は市指定の避難所(田名小学校)へ移動する。

- 1) 会員は、常日頃「逃げられなくなる前に避難」を心掛け、予め身を寄せる場所を決めておくなどし、行政やマスコミなどからの避難情報を基に早め早めに、安全に自主避難すること。

…暗くなつてからの避難は避ける…

- 2) 前記(3-(1))緊急連絡網は、組長などに責任を持たせるものではなく、また(3) **実際の震災時の対応**

震災は、何時発生するか分からず、現実には多くの会員が仕事等で留守にしており、震災時に地域に居るのは高齢者のみの場合もあり得ることから、先の基本的な対応における安否確認や災害弱者の支援は、実際には地域に残っている者で協力して行う必要があります。

ですから会員は、普段から地域の繋がりを大切にする意識を持って震災時の安否確認の流れを熟知しておいて下さい。

5 風水害時の対応

(1) 避難情報(災害警戒情報)

令和3年から行政から発せられる警戒レベルが変更になっていることから、安全に避難するための判断や行動計画の基準に留意すること。

- 警戒レベル3: 高齢者等避難(避難に時間のかかる高齢者等は危険な場所から避難)
- 警戒レベル4: 避難指示(危険な場所から全員避難)
- 警戒レベル5: 緊急安全確保(すでに安全な避難ができず命が危険な状況。警戒レベル4までに必ず避難しておくことが大切。)

(2) 緊急連絡網活用

行政から「避難指示」が発令された場合、前記の緊急連絡網や SNS(ツイッター)を活用して必要な連絡や情報の発信を行う。



暗くなる前に避難

(3) 風水害時の留意事項

連絡に使用する名簿等は会員間で公開されたものに限られているため、その運用効果は限定的であることを共有するものとする。

- 3) 風水害発生時の基本は「早期に安全に避難」であることから適切に対応するため、行政が推奨する防災行動計画である「さがみはらマイ・タイムライン」を家族で話し合っ決めて、備えておくこと。
- 4) 会員は、仕事や旅行中などやむを得ない場合の他、事前に避難する際には、組長や隣家に声掛けするなど格段に配慮すること。



慌てず避難

- 5) 風水害時に開設される避難場所は、田名小学校(河川氾濫のおそれ)であり、定員に達した場合は田名中学校の順に行政が指定している。
- 6) 風水害の避難所では、飲食・寝具・感染症予防品など準備されていないことから各自必要なものは持参すること。
 ※震災時と風水害時では避難所の運営者が異なることから、風水害時に開設される避難所では、個別自治会の役割分担はない。

6 感染症対策

- (1) 避難所は、三密(密集、密閉、密接)になり易い環境であり、新型コロナウイルス等の感染症拡大が危惧されることから、避難場所とし親戚、知人宅、ホテルの利用を考慮するとともに、自宅に被害がない場合や深夜等には自宅に留まる(風水害時の上階への避難)ようにし、避難所への避難は最終手段として下さい。
- (2) 避難所の利用時には、「密接にならないように」、「マスクの使用」、「手洗・手指消毒の励行」「大きな声での会話」など自己責任で基本的な感染症対策に努めて下さい。



マスク・手指消毒を忘れずに!

7 一時避難所(宗祐寺)の開設要領

- (1) 震度5強以上の震災時、行政から避難指示が出された水害時、一時避難所の利用を希望する会員は、自治会長(理事)に連絡する。

- (2) 自治会長は、宗祐寺に連絡して開設要請を行い、利用希望者に折り返し連絡する。
※宗祐寺の行事予定などの諸都合により開設できない場合もあります。
- (3) その後、他の利用希望が自治会長に連絡することで一時避難所開設を知り得ることができる。
※SNS(ツイッター)でも必要な情報を送信します。
- (4) 利用に際しての留意事項については、令和2年10月に各戸に配布した「一時避難所の運用開始について」を確認して下さい。(添付資料参照)

8 おわりに

本マニュアルは基本的な対応方法であり、その手段や方法が限定されているため運用効果も限定的であることから、災害の危険性や避難の必要性の判断は、自己責任によるものであることを基本とし、災害時のために普段から地域の繋がりを大切にすると共に助け合いの意識を持って対応しましょう。

- (1) 令和2年10月19日、滝自治会と宗祐寺の間で「高齢者のための一時避難所に関する協定」を締結していますが、この協定締結に際しては多くのご配慮をいただいております。
また、この一時避難所は、市指定の避難所まで歩くことが困難な高齢者や負傷者などを想定し、利用に期限を設けた高齢者用の一時避難所であり、全ての会員を対象とした施設ではありません。
- (2) 会員は、各世帯において災害に備えての備蓄や非常持出品の準備を心掛けて下さい。
- (3) 毎年実施される安否確認訓練(黄色い小旗掲示訓練)では、各組の組長や防犯部員の協力を得て安否確認を実施していますが、実際の震災時は、地区に居る者だけで安否確認や避難誘導を行わなければならない、日頃から組長や防犯部員でなくても積極的に訓練に参加して安否確認の流れを体験(熟知)して下さい。
- (4) 毎年実施されている避難所運営訓練では、避難所まで歩くことを体験するとともに負傷者応急措置法・運搬法、除細動器の使用法、地震体験車による体験などもあることから一度は参加して備えて下さい。
- (5) 本マニュアルは、行政における災害時の対応等の変更(感染症対策が盛り込まれ、施設の人数制限や分散などが想定される)や諸般の状況により改訂します。

以上

< 初 版 > 令和3年10月発行

令和3年度理事にて編集・作成

(編集記：文中における固有名詞は、名称であることから敬称を省略)